## ○ 国立大学法人山梨大学産学官連携ポリシー

制定 平成16年 4月 1日 改正 平成24年 4月 1日 平成28年 3月29日

国立大学法人山梨大学(以下「本学」という。)はこれまで「教育」と「研究」を使命とし、 社会の将来を担う優れた人材の養成と学術研究の発展を通じ、わが国のみならず、人類全体 の社会・経済・文化等の充実発展に大きく貢献してきた。

大学間統合、国立大学の法人化を契機とし、本学は医工農学融合の拠点大学として、教育・研究活動を通じた社会貢献に加え、自らの研究成果を社会との日常的連携を通じて活用し、主体的かつ積極的に社会に貢献するという、いわゆる「第三の使命」をより積極的に果たすことを理念として掲げた。

産学官連携活動は、大学の教育・研究成果を社会貢献に活かすための一形態である。新たな「知」の時代を迎えるなかで、産学官のそれぞれは、互いの知恵と情報の交流を促進し、知の融合を図り、この地域に産学官の知恵と力とが結集され、新しい産業と新たな雇用を創出する仕組みをつくっていかなければならない。

本学は、次のことを産学官連携ポリシーとして表明する。

- 一、 産学官連携活動による社会との双方向の交流を通じて、大学の教育・研究の社会的 付加価値を高める。
- 二、 我が国の経済・社会の発展および地域の産業・文化の振興のため、本学における知 的活動の成果を積極的に活用し、産業界や地域との連携を推進する。
- 三、 産学官連携の果実である「知的財産」の戦略的な創出と知的財産価値の最大化を図り、効率的、効果的な知の循環システムを構築する。
- 四、 大学のシーズと産業界のニーズをコーディネーションするリエゾン機能、産業界との研究を進める研究支援機能、大学の技術を社会に移転する技術移転機能とを統一した方針のもとワンストップサービスできる体制を整備し、円滑な産学官連携活動を促進する。
- 五、 産学官連携に携わる人材の養成は、産学官連携を推進する上で極めて重要であることを認識し、かかる人材を大学が自ら養成する。
- 六、 産学官連携活動の活性化に伴い不可避的に生じる「利益相反」問題に適切に対処し、 大学のインテグリティを確保するとともに、本学の職員等が、公正かつ効率的に実務 が行える環境を整備し、透明性の高い産学官連携活動を行う。